

薬 第 1474 - 4 号
令和 5 年 10 月 26 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 26 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル) —
1—(ペント—4—エン—1—イル) —1 H—インダゾール—3—カルボキシ
アミド及びその塩類

【通称名】ADB—4 e n—P I N A C A

(2) 1—(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール—5—イル)—2—(シクロヘキシルアミノ) ブタン—1—オン及びその塩類

【通称名】 N—C y c l o h e x y l b u t y l o n e
C y b u t y l o n e

(3) N—メチル—1—(3—メチルフェニル) プロパン—2—アミン及びその塩類

【通称名】 3—MMA、3—M e t h y l m e t h a m p h e t a m i n e

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和5年10月27日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701